

**上川陽子外務大臣による国連総会ハイレベルウィークでの
G 7 外相会合議長としての声明
(2023年9月18日)**

ニューヨークにおける本日の会合において、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び米国のG 7 外相並びにEU上級代表は、国際の平和及び安全への脅威に対処する上での強い結束を再確認した。G 7 メンバーは、国家間の協力の基盤としての国連憲章を尊重しつつ、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化することの重要性を改めて表明した。G 7 メンバーは、世界のいかなる場所においても、力又は威圧により、平穩に確立された領域の状況を変更しようとするいかなる一方的な試みにも強く反対した。G 7 メンバーは、国連事務総長及び国連総会の役割を強化するために全ての国連加盟国と協働することにコミットした。G 7 メンバーはまた、国連安保理改革に再びコミットした。G 7 メンバーは、持続可能な開発のための2030アジェンダ及び持続可能な開発目標(SDGs)への支持を再確認した。G 7 メンバーは、現在及び将来に向けて、新たな国際的開発資金取決めのための首脳会合に留意し、人々と地球の平和及び繁栄を促進するため、持続可能な開発の社会的、環境的及び経済的な柱の均衡をとりながら、全てのSDGsを推進することにコミットした。これを達成するため、G 7 メンバーは、各国が直面する具体的な課題に耳を傾け、彼らにとって重要な問題に対処しながら、幅広い国々と協働していくことにコミットした。

ロシアによるウクライナに対する侵略戦争とその世界的な影響

ロシアによるウクライナへの全面的な侵攻から1年半以上が過ぎ、国際司法裁判所(ICJ)の法的拘束力を有する命令を含む国際社会からの多数の呼びかけにもかかわらず、ロシアは敵対行為を終結させていない。G 7 メンバーは、必要とされる限りウクライナと共にあるとのコミットメントを改めて確認し、ロシアによる侵略戦争及び国連憲章を含む国際法の違反を、可能な限り最も強い言葉で断固として非難した。G 7 メンバーは、文民及び民生インフラに対する攻撃のエスカレーションを強く非難した。文民及び民生インフラに対する無差別かつ意図的な攻撃は、戦争犯罪を構成する。ロシアは、国際的に認められたウクライナの領域から即時、完全かつ無条件に、部隊及び軍事装備を撤退させなければならない。

G 7 メンバーは、安全保障上の、財政上の、人道上の、復旧及び復興の支援に再びコミットした。G 7 メンバーは、特定の、二国間の、長期的な安全保障上のコミットメント及び取決めについて、ウクライナと協働する意図を再確認した。G 7 メンバーは、ウクライナの民生及び重要なインフラの復旧及び回復を引き続き支援するとともに、特に汚職対策、司法制度及び法の支配の促進の分野における、欧州への道に沿ったウクライナの国内改革の取組を引き続き支援する。G 7 メンバーは、29の国や機関が既に参加したことを歓迎し、他国にもこの取組に参加するよう促した。

G 7 メンバーは、ウクライナの違法に占拠された領域における、ロシアによる偽りの「選挙」の演出を非難した。ドネツク州、ルハンスク州、ヘルソン州、ザポリジャ州及びクリミアは、ウクライナの一部である。G 7 メンバーは、ウクライナが主権を有する領土に対するロシアの不当な主張を決して認めず、全ての国に対し、それらを

断固として拒否するよう求める。

G7メンバーは、2023年2月の国連総会決議A/RES/ES-11/6を想起し、ヴォロディミル・ゼレンスキー・ウクライナ大統領の平和フォーミュラの更なる発展を含む、ウクライナの公正かつ永続的な平和を国際法に沿って実現するための具体的な取組を支持する決意を改めて表明した。この観点から、G7メンバーは、コペンハーゲン及びジッダにおける会議の成功を歓迎した。G7メンバーは、参加者がこのプロセスに引き続き関与することの重要性について一致し、更なる参加者を歓迎した。

ロシアの長期化した侵略戦争は、何千もの命を奪い、ウクライナの人々に甚大な苦難を与えているだけでなく、世界中の食料とエネルギーへのアクセスを危険にさらし、既に悲惨な人道危機を悪化させている。この観点から、G7メンバーは、黒海及びドナウ川におけるウクライナの港及び穀物インフラに対するロシアの不当かつ強化された攻撃を強く非難した。G7メンバーは、ロシアに対し、グローバルな食料安全保障を脅かすことを止め、ウクライナからの穀物輸出を再開するため、国連に関連する国際的枠組みに復帰するよう強く求めた。G7メンバーは、G7及び招待国の首脳によって発出された「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を想起した。G7メンバーは、「EU・ウクライナの連帯レーン」及び人道的海洋回廊を含む他のイニシアティブを通じて、自国の穀物や食料品を輸出するウクライナの疑う余地のない権利への支持を改めて表明した。G7メンバーは、特に将来のショックに耐える強靱性を構築することにより、グローバルな食料及びエネルギー安全保障を強化するため、世界中の国と協働している。

ロシアの無責任な核のレトリック及びベラルーシに核兵器を配備するとの威嚇は受け入れられない。ロシアによる化学兵器、生物兵器又は核兵器のいかなる使用も、深刻な結果をもたらす。G7メンバーは、ロシアによるザポリジヤ原子力発電所の占拠及び継続的な軍事化に重大な懸念を表明した。G7メンバーは、全ての国に対し、ウクライナにおける原子力安全及び核セキュリティの強化を支える国際原子力機関（IAEA）の取組を支持するよう強く求めた。この観点から、G7メンバーは、5月の国連安保理においてグロッシー IAEA 事務局長が発表した5つの原則への支持を表明した。

G7メンバーは、国際刑事裁判所を含む国際的なメカニズムの取組を支持することを含め、責任を有する者の責任を国際法と整合的な形で追及するとのコミットメントを改めて表明した。G7メンバーは、ウクライナに対する侵略犯罪を訴追するために、ウクライナの司法制度内に置かれる国際化された法廷の創設を追求することを支持した。

G7メンバーは引き続き、ロシアに対する力強い制裁及びその他の制限を維持し、適切な場合には拡大することにコミットした。G7メンバーは、第三者に対して、ロシアの侵略戦争へのいかなる及び全ての支援を停止するよう求め、そうしなければ深刻なコストに直面することとなることを改めて表明した。G7メンバーは、第三者がロシアに武器を含む致死性のある支援を提供することを防止し、そのような第三者に対

応するため、連携を強化するとのコミットメントを再確認した。G7メンバーは、それぞれの法制度と整合的な形で、自らがウクライナにもたらした損害をロシアが支払うまで、それぞれの管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かさないようにしておくことへのコミットメントを再確認した。

中国

G7メンバーは、グローバルな課題及び共通の関心分野について、中国と協働する必要性を認識しつつ、中国に率直に関与し、中国に直接懸念を表明することの重要性を改めて再確認した。G7メンバーは引き続き、中国と建設的かつ安定的な関係を構築する用意がある。

G7メンバーは、中国に対し、気候、生物多様性の危機、脆弱な国々の債務持続可能性及び資金需要、国際保健並びにマクロ経済の安定といった分野について、国際場裡を含め、G7に関与することを求めた。G7メンバーは、経済的強靱性には、必要かつ適切な場合にデリスキング及び多様化が必要であることを強調した。中国との持続可能な経済関係を可能にし、国際貿易体制を強化するため、G7メンバーは、労働者及び企業のための公平な競争条件を引き続き求める。G7メンバーは、中国に対し、外交関係に関するウィーン条約及び領事関係に関するウィーン条約に基づく義務に従って行動するよう、また、G7メンバーのコミュニティの安全と安心、民主的制度の健全性及び経済的繁栄を損なうことを目的とした干渉行為を実施しないよう求めた。

G7メンバーは、中国が国連憲章の目的及び原則を堅持する責任があることを改めて表明した。G7メンバーは引き続き、東シナ海及び南シナ海における状況について深刻に懸念した。G7メンバーは、力又は威圧によるいかなる一方的な現状変更の試みにも強く反対した。G7メンバーは、国連海洋法条約（UNCLOS）の普遍的かつ統一的な性格を改めて強調し、UNCLOSが海洋における全ての活動を規律する法的枠組みを規定することを再確認した。G7メンバーは、南シナ海における中国の拡張的な海洋権益に関する主張には法的根拠がないことを改めて表明し、この地域における中国の軍事化及びその他の挑発的な活動に反対した。

G7メンバーはまた、国際社会の安全と繁栄に不可欠な台湾海峡の平和と安定の重要性を再確認し、兩岸問題の平和的解決を促した。台湾に関するG7メンバーの基本的な立場（表明された「一つの中国政策」を含む。）に変更はない。G7メンバーは、国際機関への台湾の意味ある参加への支持を改めて表明した。

G7メンバーは、中国に対し、ロシアが軍事的侵略を停止し、即時に、完全に、かつ無条件に軍隊をウクライナから撤退させるよう圧力をかけることを求めた。G7メンバーは、ジッダでのウクライナ主導の会議への中国の参加を歓迎し、中国に対し、ウクライナとの直接対話を通じることも含め、公正かつ永続的な平和を支持するよう更に促した。

G7メンバーは引き続き、新疆ウイグル及びチベットにおけるものを含む、中国における人権状況に懸念を有した。G7メンバーはまた、中国に対し、香港における権利、

自由及び高度な自治権を規定する英中共同声明及び香港基本法の下での自らのコミットメントを果たすよう求めた。

インド太平洋及びそれを越えた地域

G7メンバーは、自由で開かれたインド太平洋の重要性を改めて表明した。これは、包摂的で、繁栄し、安全で、法の支配に基づき、主権、領土一体性及び紛争の平和的解決を含む共有された原則、基本的自由並びに人権を守るものである。G7メンバーは、ASEANの中心性・一体性に対する揺るぎない支持及び「インド太平洋に関するASEANアウトルック」に沿ったASEAN加盟国との協力を促進するとのコミットメントを再確認した。G7メンバーはまた、太平洋諸島フォーラムの「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略」に従った太平洋島嶼国の優先事項及びニーズを支持しつつ、これらの国とのパートナーシップを強調した。G7メンバーは、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）を通じて、パートナー国における持続可能で、包摂的で、強靱で、質の高いインフラを支援することへのコミットメントを改めて表明した。

G7メンバーは、特にインド太平洋地域全体の科学者及びパートナーと積極的に協調し、並びに、日本のプロセスは関連する国際安全基準に合致しており、その放出が人や環境に与える放射線の影響は無視できると結論付けているIAEAと積極的に協調しながら、多核種除去設備（ALPS）処理水の放出を責任ある形で管理するための、安全で、透明性が高く、科学に基づいた日本のプロセスを歓迎した。

G7メンバーは、北朝鮮の不法な核・弾道ミサイル計画の継続的拡大及び不安定化をもたらす活動のエスカレーションを強く非難した。これには、国連安保理決議にあからさまに違反し、弾道ミサイル技術を使用した8月の失敗した宇宙への打ち上げが含まれる。G7メンバーは、北朝鮮の非核化に対するコミットメントを再確認し、北朝鮮に対し、北朝鮮の核兵器及び既存の核計画並びにその他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で、全ての関連する国連安保理決議に従い放棄することを求めた。G7メンバーは、露朝間の協力が、関連する安保理決議違反につながる可能性があるとともに、インド太平洋地域及びそれを越えた地域の平和及び安全を損なうおそれがあるという懸念を共有した。G7メンバーは、全ての国連加盟国に対し、全ての関連する国連安保理決議を完全かつ効果的に実施するよう求め、国連安保理理事国に対し、彼らのコミットメントを遂行するよう強く求めた。G7メンバーはまた、北朝鮮による組織的な人権侵害に対して遺憾の意を表明した。G7メンバーは、北朝鮮に対し、国連と協力し、人権の尊重を含む国際的な義務を遵守し、拉致問題を即時に解決することを強く求めた。

G7メンバーは、サヘルにおける最近の情勢に懸念を表明した。G7メンバーは、ニジェールにおける軍事的政権奪取の試みを非難し、バズム大統領の解放及び憲法秩序の回復を求め、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、アフリカ連合（AU）及びその他の地域アクターにより行われている外交努力に対して全面的な支持を表明した。G7メンバーは、この地域における平和、安定及びグッドガバナンスに向けたコミットメント並びにテロに関連する不安定さの根本原因及び根本的な状況、非正規の移住に取り組むことの必要性を改めて表明した。